

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 あかし教育研修センター)

公募型プロポーザルの実施について

明石市教育委員会あかし教育研修センターの業務について、公募型プロポーザル方式賃貸借（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象事業

- (1) 業 務 名 市立小中養護学校ネットワーク分離システム賃貸借
- (2) 業 務 概 要 ネットワーク分離システムに係る構築・賃貸借
- (3) 賃 貸 借 期 間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで
(地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 見 積 限 度 額 月額660,988円（税抜）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）に登録されていること。
- (2) 2014年7月1日から2024年6月30日までの間に、国・地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）の発注に係るパーソナルコンピュータ又はタブレット端末又はサーバ機器又はネットワーク機器の賃貸借を元請として継続して12ヶ月以上行った実績を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続き開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (6) 明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (7) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (8) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合には契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (9) 導入・保守を行う者が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されていること。またはISMS認定済み事業者として登録されていること。
- (10) 適正な業務責任者の配置が可能であること。（資格及び専任性は求めません。）
- (11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえでプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

2024年7月31日（水）から明石市ホームページよりダウンロード可能です。

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に E-Mail により明石市教育委員会あかし教育研修センター (ed-jouhou@city.akashi.lg.jp) へ仕様書等に関する質問書（様式1）を提出してください。

2024年7月31日（水）から2024年8月7日（水）午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

2024年8月9日（金）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式賃貸借参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、6部コピー／様式5）

ウ 参考業務費内訳書（7部／任意様式）

エ 企画提案書（7部／「企画提案書作成要領」参照）

オ 公共性（施策反映）評価提出書（7部／「公共性（施策反映）評価について」参照）

カ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません）

※ 発行日が**公告日以降**の日付のもの（写しでも可）

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名ラベル（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2024年8月9日（金）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2024年8月30日（金）午後5時（必着）です。

〒673-0882 兵庫県明石市相生町2丁目5番15号

明石市教育委員会あかし教育研修センター 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式賃貸借参加確認書（様式2）に貼付し、E-Mail により明石市教育委員会あかし教育研修センター (ed-jouhou@city.akashi.lg.jp) へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

- (1) 日時 2024年9月6日（金）

※参加申請書等の受付終了後に参加者に時間を連絡します。

- (2) 場所 明石市役所北庁舎 5階 504会議室

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

前金払 無 部分払 有 （毎月完了確認後（60回））

10 契約の締結について

（1）受託予定者

別紙選定要領に基づく審査の結果、選定された最優秀提案者を受託予定者とし、随意契約の相手方として、速やかに明石市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

（2）見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

（3）暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3ヶ月）を行いますのでご注意ください。

（4）その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- （1）参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- （2）同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- （3）プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- （4）参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- （5）談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名ラベル（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅配便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名ラベルの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (10) 公募型プロポーザル方式賃貸借参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (11) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (12) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15 準備期間について

契約締結日から令和7年1月31日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる費用は一切発生しないものとしますので、了承の上、プロポーザル方式にご参加ください。

16 長期継続契約について

本業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本業務における予算が当該年度における年間予定賃借料の総額未満に減額又は削除された場合は、契約を解除することとなりますので、了承のうえ、プロポーザル方式にご参加ください。

17 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明

石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

- (7) 業務責任者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。